

[事案 2022-149] 新契約無効請求

・令和 5 年 7 月 4 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2022-148] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年に契約した介護保障付終身保険 2 件、米国ドル建終身保険 2 件について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)税金対策として、募集人より、「子供の口座に送金して保険料の振込みをすれば贈与税はかからない」と説明をされたが、生活口座への送金等の助言はなく、結果的に課税の対象となっていた。
- (2)保険料は実質的に親（自分）が負担しているため、契約者を子供に変更すれば相続税対策になるという説明は、保険を契約させるための方便であり、虚偽説明である。
- (3)保険会社は、配偶者の契約が取消しとなった際に、本契約の契約継続の意向を確認したと主張しているが、保険料支払期間終了まで継続するとは表明していない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)お客様本位の対応として、募集人の法令違反があったものと見做して、申立人配偶者の契約を取り消した際に、本契約の契約取消も提案したが、申立人は、契約継続の意向を示していた。
- (2)一度、契約取消の提案をされたにもかかわらず継続の意向を示した契約について、契約取消の提案が契約満了まで効力を有することは、契約者間の公平性を損なう対応であり、申立人の追認は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。